

## 佐賀市小中学生各種スポーツ大会等出場激励金支給要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、社会体育で活動している本市の小学校の児童及び中学校の生徒が九州規模以上のスポーツ大会等に出場する場合に、その活躍を祈念し激励することを目的として予算の範囲内で激励金を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (対象大会)

第2条 激励金の支給対象となる大会は、次に掲げるものとする。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会加盟団体、公益財団法人日本オリンピック委員会加盟団体又はその上部若しくは傘下の競技団体等が主催又は主管する九州規模以上の大会
- (2) 文部科学省又はスポーツ庁が後援する九州規模以上の大会
- (3) 公益財団法人日本スポーツ協会に加盟又は準加盟する団体が派遣を決定する国際大会
- (4) 全国スポーツ少年団交流大会及び九州ブロックスポーツ少年団交流大会

### (支給対象者等)

第3条 激励金の支給対象者は、社会体育で活動している小学生又は中学生のうち、佐賀市に住民登録し、居住している者で次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 前条第1号、第2号又は第3号の大会に県大会以上の予選大会等を経て出場資格を取得した団体及び個人
  - (2) 前条第1号、第2号又は第3号の大会に県等の競技協会等が各種大会等の実績をもとに推薦した団体及び個人
  - (3) 前条第3号の大会に出場する団体及び個人
- 2 支給対象人員は、大会主催者が大会要項等で定めた選手数とし、指導者等は含まない。
- 3 第1項に定める者は、同一年度内において次の各号ごとに1回まで支給対象とすることができるものとする。
- (1) 九州大会及び西日本大会
  - (2) 全国大会
  - (3) 国際大会
- 4 他の市町村等から、補助金等を受けていない者とする。

### (激励金の額)

第4条 1人当たりの激励金の額は、別表に掲げる額とする。ただし、団体競技での申請について、1申請当たりの支給額の上限を130,000円とする。

(激励金を受給できる者)

第5条 激励金を受給できる者は、第3条に掲げる支給対象者が属する社会体育クラブの代表者とする。

(支給申請)

第6条 激励金の支給を受けようとする者(以下、「申請者」という。)は、小中学生各種スポーツ大会等出場激励金支給申請書兼請求書(様式第1号、以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 大会開催要項等の写し
- (2) 申請選手名簿(選手の氏名、住所、生年月日が記載されているもの)
- (3) 大会申込書等の写し(大会に登録している選手名がわかるもの)
- (4) 出場資格を証する書類
- (5) その他、市長が必要と認める書類

2 前項に掲げる書類は、市長に大会開催前日までに提出しなければならない。ただし、特別な事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(支給の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内において激励金の支給を決定し、小中学生各種スポーツ大会等出場激励金支給決定通知書(様式第2号)により、適当でないとき認めるときは、申請の却下を決定し、小中学生各種スポーツ大会等出場激励金支給却下通知書(様式第3号)により、申請者にその旨を通知するものとする。

(激励金の返還)

第8条 市長は、申請者が次の各号に該当するときは、支給した激励金に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請、報告又は不正の行為により、激励金の支給を受けたとき。
- (2) 各種大会等が中止になったとき。
- (3) その他、市長が不相当と認めたとき。

(結果報告)

第9条 申請者は、各種競技大会終了後速やかに小中学生各種スポーツ大会等出場激励金結果報告書(様式第4号)に大会結果がわかる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、激励金の支給に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年7月21日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

開催地	大会区分		
	九州大会 西日本大会	全国大会	国際大会
県内	0円	6,000円	11,000円
九州	5,000円	9,000円	16,000円
沖縄	9,000円	13,000円	19,000円
中国・四国・近畿	8,000円	12,000円	18,000円
中部・関東	—	13,000円	19,000円
東北・北海道	—	16,000円	24,000円
アジア	—	—	38,000円
アジア以外	—	—	61,000円

## 備考

- 1 九州とは、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県をいう。
- 2 中国とは、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県をいう。
- 3 四国とは、香川県、愛媛県、徳島県、高知県をいう。
- 4 近畿とは、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県をいう。
- 5 中部とは、山梨県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、岐阜県をいう。
- 6 関東とは、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県をいう。
- 7 東北とは、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県をいう。